

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月13日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

提 出 者

高 山 仁	黒 田 當 士	河 崎 大 樹
美 延 映 夫	広 田 和 美	守 島 正
岡 崎 太	丹 野 壯 治	辻 淳 子
青 江 達 夫	金 沢 一 博	明 石 直 樹
土 岐 恭 生	北 野 妙 子	西 川 ひろじ
柳 本 顕	福 田 賢 治	田 中 ひろき
山 中 智 子	井 上 浩	

(別 紙)

大阪市会会議規則の一部を改正する規則

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

目次中

「第18章 派遣（第91条・第92条）

第19章 補則（第93条） 」

を

「第18章 協議又は調整を行うための場（第91条）

第19章 派遣（第92条・第93条）

第20章 補則（第94条） 」

に改める。

第34条第1項及び第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第66条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

第19章中第93条を第94条とし、同章を第20章とする。

第18章中第92条を第93条とし、第91条を第92条とし、同章を第19章とし、第17章の次に次の1章を加える。

第18章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第91条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表第2のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、市会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第91条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
各派代表者 会議	一般選挙後議長が選挙されるまでの間、 市会の運営等に関する事項を協議する	年長議員及び各 会派の代表者	年長議員
市会運営協 議会	一般選挙後市会運営委員会が設置される までの間、市会の運営等に関する事項を 協議する	各会派から推薦 のあった議員	年長議員
各常任委員 協議会	各常任委員会の委員長が必要があると認 めた事項について協議する	各常任委員	各常任委 員長
各派幹事長 会議	市会運営委員会から委任された事項、市 会運営委員会に先立ち各派の意見調整を 要する事項及びその他議長が必要と認め た事項について協議する	議長、副議長、 各会派の幹事 長、市会運営委 員長、市会運営 副委員長	議長
常任委員長 会議	常任委員会の所管事項、予算市会におけ る委員会の運営方法など、各常任委員会 の運営に関する事項について協議する	議長、副議長、 各常任委員長	世話人(役 員選出後 最初の会 議は議長)
災害対策委 員会	諸般の災害に対して、応急及び恒久的対 策の万全を図ることを目的に協議する	全議員	委員長

附 則

この規則は、平成27年4月30日から施行する。ただし、第66条の改正規定は、議長
が定める日から施行する。

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、執行機関の代表者を改
めるとともに、協議又は調整を行うための場について規定するため、会議規則の一部を
改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会会議規則（抄）

目 次

第1章—第17章 省 略

第18章 協議又は調整を行うための場（第91条）

第18章 派遣（第91条・第92条）

第19章 第92条・第93条

第19章 補則（第93条）

第20章 第94条

附 則

（投票の方式）

第34条 記名投票による表決を行う場合においては、別表**第1**アに定める用札を用い、問題を可とする議員は白票を、問題を否とする議員は青票を投票箱に投入する。

2 無記名投票による表決を行う場合においては、問題を可とする議員は「賛成」、問題を否とする議員は「反対」の旨を別表**第1**イに定める投票用紙に記載し、投票箱に投入する。

3 省 略

（執行機関及び説明員）

第66条 市長、教育委員会の**委員長**、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、**教育長**

農業委員会の会長、監査委員及び法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者（以下「説明員」という。）は、議場に出席し、説明又は答弁のため発言を求めることができる。

第17章 省 略

第18章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第91条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表第2のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、市会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18章 省 略

第19章

第91条—第92条 省 略

第92条 第93条

第19章 省 略

第20章

第93条 省 略

第94条

別表**第1** 省 略

別表**第2** 省 略